

津市被保護者就労準備支援事業実施要綱

平成28年3月30日訓第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）に対し、就労支援に併せて、就労意欲の喚起や就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業（以下「就労準備支援事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 就労準備支援事業の対象者は、市長が就労可能と判断する被保護者であつて、日常生活習慣、基礎技能等を修得することにより就労が見込まれるものとする。

(被保護者就労準備支援担当者の設置等)

第3条 就労準備支援事業の円滑な実施を図るため、本市に被保護者就労準備支援担当者（以下「担当者」という。）を置く。

2 担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 被保護者就労準備支援シート（被保護者が抱える課題並びに次号から第4号までに掲げる支援の目標及び具体的内容を記載したものをいう。）の作成及び見直しに関すること。
- (2) 適正な生活習慣の形成を促すための支援に関すること。
- (3) 社会的能力の形成を促すための支援に関すること。
- (4) 就労に向けた技法及び知識の習得等を促すための支援に関すること。
- (5) その他就労準備支援事業の実施に関し市長が必要と認めること。

3 担当者は、次のいずれかに該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) キャリア・コンサルタントの資格を有する者
- (2) 産業カウンセラーの資格を有する者
- (3) 市長が前2号に掲げる者と同等の能力又は実務経験を有すると認める者

(委託)

第4条 就労準備支援事業は、市長が適当と認める法人その他の団体に委託してこれを行うものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成28年4月1日から施行する。